

# ぼらっと

2024年  
1月25日発行  
112号

発行元 雫石町ボランティア活動センター  
〒020-0541 雫石町千刈田82-2  
雫石町総合福祉センター内  
☎:692-2230 FAX:691-1140



ホームページ



X(旧Twitter)

## 雪んこ見守り隊 今シーズンも活躍中♪

雪んこ見守り隊の活動が、今シーズンも1月6日(土)～スタートしました。1～2月の毎週土曜日、中高生を中心に構成されたボランティア隊員が、町内の高齢者や障がい者世帯を訪問。メインの見守り活動とあわせて玄関先の除雪を無償で実施しています。1月13日(土)の活動では58人の隊員が6班に分かれ、計39世帯を訪問。『雪んこ見守り隊です！お元気ですか？』と、中高生ボランティアが、元気よく声をかけ、玄関先の除雪に取り組んでいました。

今シーズンの活動終了となる2月24日(土)までに、延べ約410名のボランティア隊員が活動する見込みです。



## 令和6年能登半島地震

### ボランティア・被災地への支援をお考えの方へ



【写真】根元から横倒しになった7階建てビル：石川県輪島市  
2024年1月2日(朝日新聞デジタルより)

#### 行動の前にまずは情報収集を

被災地では余震が続いていたり、道路が寸断・規制されている地域があるなど、状況が常に変動しています。現状を知らずに行くと、かえって災害復旧作業の妨げになることもあります。行動の前にまずは、ウェブサイトや各災害ボランティアセンターのSNSで情報をよく確認してください。

まだボランティア情報が掲載されていない場合、現地は応急対応・情報収集で手一杯であることが考えられます。電話などでの個別の問い合わせはその妨げとなります。情報が更新されるのをお待ちください。

#### 寄付という形の支援も

被災地で直接ボランティア活動ができなくても、寄付という形でボランティア活動や専門ボランティア団体の活動を支援することもできます。また、被災者の生活再建を支えるための義援金もあります。

当ボランティア活動センターでも、募金の受け入れ先をご案内しております。ぜひ、ご相談ください。

ともに彩る、しずくいし

ボランティア団体紹介 VOL.3

チー ム エイチサンサンマル  
TEAM. H330



↑床下の泥だし作業〔2013(H25)年9月:盛岡市玉山地区〕  
団体結成後、初めての活動だったとのこと



↑軽トラ市で「令和5年奥能登地震」への義援金を呼びかけるようす

「TEAM. H330(チーム エイチサンサンマル)」は、2013(H25)年に雫石町へ甚大な被害をもたらした“8月9日大雨洪水災害”を機に、町内の有志によって結成された、復旧・復興のお手伝いをするボランティア団体です。

被災地へ駆け付け、水没した家屋の片付けなどの直接的な復旧支援だけでなく、被災地への募金活動も積極的に行っています。

1月1日に発生した“令和6年能登半島地震”へも、1月8日から募金活動を開始し、すでに、74,792円を義援金として石川県へ送りました。



いまだ、今回の一連の地震が終息したわけではないため、被災した方々が何を必要としているかを見極め、今後もできる支援を続けていくとのことでした。

【基礎データ】 TEAM. H330

- ・代表者…畠山 操 氏
- ・会員数…16名
- ・活動日時…いつでも
- ・主な活動場所…町内および被災地

ボランティア活動保険 NEWS

◆令和6年度プラン 加入受付スタート

来年度のボランティア活動保険への加入申込を、2月1日(木)より受付開始します。

ボランティア活動中に、「ケガをしてしまった」、「物を壊してしまった」などの万が一に備え、保険の加入をオススメしております。

補償内容など詳細については、『ふくしの保険』のホームページをご確認いただくか、当ボランティア活動センターへお問い合わせください。

◆保険料の払込み手数料 廃止

令和6年1月22日より、ゆうちょ銀行の払込み料金が改定されたことで、保険料支払いの際に加算されていた110円の手数料が廃止されます。

令和6年度ボランティア活動保険 〔補償期間:R6.4.1~R7.3.31〕		基本プラン 350円	天災・地震 補償プラン 500円	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から補償(※)		
地震・噴火・津波による死傷	×	○		
賠償の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		



※ 特定感染症について、令和6年度保険プランから10日間の免責期間がなくなりました。なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となっています。